

令和6年3月11日

令和6年3月11日から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、令和6年3月11日から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和6年3月10日以前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して、福岡県全職種単純平均で5.6パーセント上昇したところです。

また、令和6年3月11日から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技术者単価」という。）が決定され、令和6年3月10日以前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して、全国平均で5.5パーセント上昇したところです。

これに伴い、技術者単価等の取り扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めることとしたのでお知らせします。

記

1 措置の概要

「新労務単価」または「新技术者単価」を3月11日より適用したことに伴い、次の2に定める工事等は、各契約書の定めに基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができることとします。

2 対象工事または対象業務

令和6年3月11日以降に契約を締結する工事または業務（測量、調査、補償及び建設コンサルタントに関する業務）のうち、「旧労務単価」または「旧技術者単価」を使用して予定価格を積算しているもの

3 具体的な取扱い

上記2に定める工事等において、受注者より請求があった場合、次的方式により算出された請負代金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

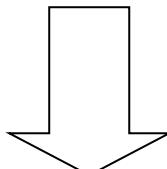
この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技术者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新資材単価等）
により積算された予定価格

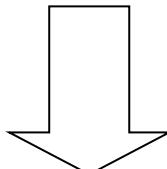
k ：当初契約の落札率

今回の特例措置の流れ

契約日が令和6年3月11日以降である工事請負契約または建設コンサルタント委託等か？

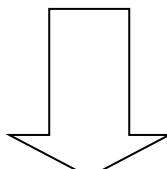


旧労務単価、旧技術者単価を使用しているか？



工事請負契約書第62条（設計等業務委託契約書第56条）に基づき、受注者が請負代金額（業務委託）契約額の変更を請求※することができる

※ 工事の請求方法の参考例として、工事打合書（記載例）参照
業務の請求方法の参考例として、業務打合書（記載例）参照



新労務単価、新技術者単価及び契約時点の最新単価で変更契約を締結

工期（履行期間）内であれば請求は可能ですが、なるべく早い時期に
請求の有無を発注機関の担当職員と打ち合せてください。